

## 令和3年度入札参加資格審査申請等について

土木交通部監理課審査契約係

### 1. 令和3年度入札参加資格審査申請の改正点について

#### (1) 建設業許可取得年数要件の撤廃

審査基準日（10月1日）の前日において、建設業許可取得後2年以上の経過を必要としているものを撤廃します。

（例）土木一式工事の許可取得が令和2年6月（令和3年9月30日時点で許可取得後2年に満たない）でも令和3年度に申請することが可能。

#### (2) 施工実績要件の撤廃

審査基準日の直前2年において、県内業者はいずれかの事業年度、県外業者は各事業年度において参加希望工事に対応する施工実績を必要としているものを撤廃します。

→参加希望工事に対応する建設業許可に係る経営事項審査を受審していれば有資格者名簿に載ることが可能。

（例）直前2年決算期に土木一式工事にかかる工事实績がなくても土木一式工事にかかる経営事項審査（直前決算期）を受審していれば令和3年度に申請し令和4年度の土木一式工事の名簿に載ることが可能。

### 2. 令和4年度以降の入札参加資格審査申請について

#### (1) 申請方法について

電子申請を予定しています。

#### (2) 審査基準日について

審査基準日を10月1日から直前決算日（経営事項審査と同じ）になります。

#### (3) 主観的評価項目「保護観察対象者等の就労支援」の加算点について

間接雇用にかかる加算点数を1件2点から1件5点に変更します。

### 3. 格付区分ごとの請負工事標準額について

「土木一式工事」および「舗装工事」の請負標準額の現在の取扱いを継続します。

（土木一式工事）

	H30年度まで	R元年度からR7年度まで
格付	請負工事標準額	請負工事標準額
一号	9,000万円以上	12,000万円以上
二号	5,000万円以上～9,000万円未満	7,000万円以上～12,000万円未満
三号	2,000万円以上～5,000万円未満	2,500万円以上～7,000万円未満
四号	700万円以上～2,000万円未満	800万円以上～2,500万円未満
五号	700万円未満	800万円未満

(舗装工事)

	H30 年度まで	R 元年度から R7 年度まで
格 付	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	2,000 万円以上	2,500 万円以上
二 号	700 万円以上 ~ 2,000 万円未満	800 万円以上 ~ 2,500 万円未満
三 号	700 万円未満	800 万円未満

4. 入札・契約事務の押印省略について

提出書類は、原則押印を省略可とします。発注機関が押印を求めるものについては引き続き押印が必要です。詳細は各提出書類をご確認ください。

(1) 引き続き押印を求める書類例

- ・ 入札書
- ・ 契約書
- ・ 仲裁合意書
- ・ 請書 など

(2) 押印省略可とする書類例

①入札時

- ・ 誓約書 (紙入札時)
- ・ 積算内訳書 (紙入札時)
- ・ 入札辞退届 など

②契約時

- ・ 工事開始日通知書 (余裕期間制度用)
- ・ 中間前金払と部分払の選択に係る届出書
- ・ 認定請求書 (中間前金払用)
- ・ 工事履行報告書 (中間前金払用) など